

第776回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年6月6日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1 番 今津 久雄 | 2 番 岩本 誠司 | 3 番 浦田 久永 |
| 4 番 小川 節美 | 6 番 川島 照久 | 7 番 黒岩 重光 |
| 8 番 田村 磨利 | 9 番 所谷 頼尚 | 10 番 西山 讓 |
| 11 番 羽賀 久喜 | 12 番 濱田 頼之 | 13 番 細川 壯 |
| 14 番 細川 秀信 | 15 番 松本 功 | 16 番 保田 稔 |
| 17 番 山口 一晴 | | |

4. 欠席者（1名）

5 番 小島 久司

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

| | |
|-------|------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条許可申請審査について |
| 議案第2号 | 農地法第5条許可申請審査について |
| 議案第3号 | 宿毛市農用地利用集積について |
| 議案第4号 | 農地利用配分計画案の意見聴取について（諮問） |

○議長 今日、市長の方から我々が任命していただいております。そういうことでご挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

○市長 挨拶（内容は別紙参照）

○議長 これより776回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番浦田久永委員、4番小川委員にお願いします。
なお、5番小島久司委員より宿毛市農業委員会規定第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは説明させていただきます。
番号7号です。場所は3ページに位置図をつけております。東製材所から県道を橋上方面に300mほど進み山側にある農地になります。
この譲受人については、4月の総会でも同じ二ノ宮地区の農地の3条申請を審議しておりますので、ご記憶の委員さんもいらっしゃると思います。取得後は芋を作る予定とのことです。本申請は双方から委任を受けた山本行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書、契約書等も添付されております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして番号8号です。場所は4ページと5ページに位置図をつけております。4ページの宇須々木地区に農地3筆、5ページの樺地区には農地8筆の計11筆になります。親から子への贈与で、これまでと同様に文旦を作るとの計画が出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして番号9号です。場所は6ページに位置図をつけております。戸内橋から300mほど戸内川沿い進み少し奥に入った田になります。ここでは水稻を作るとの計画が出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条申請は以上になります。

○議長 続きます、受付番号7番について二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに7番朗読】

この前、土地を買うたがの続きで、山がこんだけしか残ってないから、一緒に取ってくれということで、●●●●さんと●●●●さんに、●●さんには会って、●●●●さんには電話で確認したら問題ないという事ですから、審議のほどよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。3件とも一括で説明をしていただきたいと思えます。受付番号8番について宇須々木・樺地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに8番朗読】

お二人に会って話をして来ました。今現在は、もう●●君の方が主になって文旦の方を作ってます。間違いないのでよろしくお願いしますという事です。以上です。

○議長 続きます、受付番号9番について戸内地区担当の岩本委員さんお願いします。

○岩本委員 【議案書をもとに9番朗読】

先日、●さんと●●さんの親戚になる田んぼの管理をしている●●●●さんとの3人で現場で話をしまして、もう譲るようになったのでよろしくお願いしますという事で、●●●●さんがこの●●さんの方には親戚になるので連絡するので、僕の確認で構いませんということで許可をもらいましたのでどうかよろしくお願いします。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第1号3件については、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。

受付番号4番。申請場所は、議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思えます。所在地、貝塚。主要地方道宿毛城辺線を通り四国電力の宿毛変電所の前を通過し二つ目の角を右折して、上に上がって行った土地になります。転用目的といたしましては、大月町弘見・銚土・橘浦・頭集・平山・安満地にまたがる風力発電事業での変電所を地上権を設定し申請地に設置しようとするものです。なお、本申請は、従前平成27年3月27日付けで一度、別の農地で県知事の転用許可を受けていましたが、その農地が浸水区域にあたるという事で、県の農地担い手対策課指導のもと本申請に至ったものです。なお、本申請が許可になった後で、従前の転用許可に対しては正式に取り消しの申請を県に対して行うという事です。

ちなみに従前の場所と言うのはですね、このすぐ近くですけど、この位置図で主要地方道宿毛城辺線と書いてある空欄の部分がありますけど、この半分くらいの土地で、従前に転用申請をして許可をもらっていましたがこの農地が浸水区域に当たるということで今回の申請になったものです。農地転用に伴う隣地農地同意書、地上権設定契約書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。変電所設置に伴う農地の転用面積は810㎡となります。資金計画といたしましては、地代が81万円、これは年間になります地上権の設定ですので。建設費が9500万円、合計9581万円を全て借入金で賄うということです。農地区分につきましては、宿毛駅から概ね300m以内の距離に位置し、第3種農地と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 続きます、受付番号4番について、街区地区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに4番朗読】

●●●●さんと地主である、現地でお会いしまして説明を受けました。それから、相手方の借りられる方は●●さんと電話で話をしました。●●さんによりますと、昨年申請許可の方出てました●●さんの土地でしたがそちらに出たのでどうしてかなという感じで聞きましたら、一番最初に●●さんの方に貸してくれと言うお願いに行ったら、余りにも今出てる金額の4分の1くらいですか、ちょっと月かなと思ったら年間がすごく安かったし、もうちょっと考えてくださいと言って他にもいっぱい土地があるからということで、お返事とか言うて来ないなと思ったら●●さんの方にどうも持って行ってやられてたみたいですけど、またご近所の反対からいろんな理由で、やっぱりなんか高圧線があつたら上に変電所とかそういうのができなくてこの●●さんの土地しか、ちょうどなんかスポットみたいになって条件の合うところがなくて是非貸してくださいということで交渉されて決まったので納得しているのでもよろしくお願ひしますということです。相手方の方も30年の開業を目指しているのでも是非よろしくお願ひしたいということでした。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 今の中で、30年開業ということで、これから作る分の変電所。今ある分でなくて。

○田村委員 はい、この変電所は許可受け次第、すぐにもう工事を始めてというか。そんなこと言われていました。

○議 長 今、進入路の工事をしよる。

○田村委員 ああそうですか。

○事務局長 ちなみにこの平成27年の3月27日付けで一度許可が下りてました。ただ、この変電所設置はあくまでですね大月町の方の風力発電の新規事業と連携していまして、大月の方が若干事業がやっぱ遅れたためでね、

それで大月の事業が遅れて宿毛だけ作るという訳にはなかなかいかないのですが、ちょっと期間が経ってますけど、それと浸水区域に当たるということも判明したということで今回の再申請とそういう経過になります。以上です。

○議 長 前にうちが許可して、県も許可して実質その元の形に。

○事務局長 そこはね、今僕が説明したように、大月の風力発電の事業の進捗が遅かったものですからね、いっさい農地のまんまでせついてないです。それでここはもう農地のままで、先程も言いましたけど今回の申請が県知事の許可を得られるようでしたら、先の転用許可の申請はまた県の方に正式に取消の申請をしてそういう流れになります。

○議 長 そしたら、元の●●さんという地主の方は前の状態でなる訳やね。

○事務局長 そうです。

○田村委員 もとの方は●●さん

○議 長 うちらにも通知があるわけ。

○事務局長 うち経由で取消の通知が行きます。あくまでうちが窓口になってそれから県の方に書類を提出して。そういう流れになります。以上です。

○議 長 ほかに何かございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第2号1件については、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 議案第3号「宿毛市農用地利用集積について」を議題といたします。
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 はい。それでは議案書9ページになります。

14番。これは利用権設定の終期が近づいたため再設定するものです。
場所は、宿毛大橋から100mほど和田地区よりの県道と農道に面した農地2筆と和田体育館相撲場隣の農地1筆の計3筆になります。

いずれも水稻を作るとの計画が出ています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

期間は、平成28年6月10日から平成33年6月9日までの5年間となっております。

続きまして15番の利用権設定についてご説明いたします。今回の利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。この高知県農業公社というのは、よく耳にする「農地中間管理機構」のことです。中間管理機構を通じての利用権設定は、昨年も取り扱いがありました。

農業委員会では、まず、農地の所有者から管理機構へ貸す際に、利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。

以上のことから、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど議案第4号として配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは、議案第3号の利用権設定の説明をいたします。今回申出のありました3筆はいずれも和田の農地です。

期間は、平成28年6月10日から平成38年6月9日までの10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理機構の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

事務局から以上です。

○議長 続きまして、14番及び15番について、和田地区担当の松本委員さん

お願いします。

- 松本委員 【議案書をもとに14番、15番朗読】
 どちらも再設定ですので電話で聞きました。●●さんと●●さんとどちらも奥さんが出まして間違いないのでよろしくという事です。
 ●●さんは電話で本人に聞きました。財団の方は中村担当の方に電話で聞きました。どちらも間違いないのでよろしくということです。以上です。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
- 議 長 ございませんか。
- 西山委員 財団法人のやつやけんど、これは一応事務局の方でも確認しちょうがやろ。
- 事務局長 してます。してます。当然。
- 西山委員 そういうことは、個人があれするときには本人の方には電話確認するがやけど、これは私らが確認するときはいらんことないやろかね。どんなもんじゃろかね。
- 事務局長 そうですね、とりあえず産業振興課を経由して来るんですよ。そこでまあ確認はしてますんでね。もし、事務局が産業振興課と話をしてますんで、それですとしてくれるということなら、事務局の方として別に意見はありません。
- 西山委員 これからはいっぱい出てくると思うがやけんどんよ。ちょっとでも簡素化できたらええ、という意見です。
- 議 長 間違いがあつたらいかんけん。その確認はやっぱり我々農業委員の。伊与野もあつたね。それから二ノ宮。これは中角の場合はまとめて代表者に確認したかね。それはあれやけんど。
- 浦田委員 どこでも、今、委員のおっしゃている自分らも担当して公社の方の確認はいらんがやないかね。僕もそれはそう思います。万が一という事が何か

あるがやったら仕方がないけど。公社の方も確かに代表者が出て向こうも慣れたもんやけん。

○議長 　　それでええがやないか。

○事務局長 　事務局としてはもう別に意見はありません。

○議長 　　農家も皆さんも有利な形、それから国の施策してこういう方向にあるがやけん。こっちの方は、公社の方の貸し手の方はもうなしで行くということで確認しましょうか。よろしいですか。

　　今、この議題とは別個に、確認はもう片方の貸し手の方は我々が確認でそういうことで確認いたしました。ほかに何かこれに対する意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長 　　それでは採決をいたします。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件については、事務局、委員さんから報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長 　　異議なしということですので、議案第3号の2件は市に通知することに決しました。

○議長 　　続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の利用配分の意見聴取について」を議題といたします。

（産業振興課平岡農林振興係長、入室）

○議長 　　産業振興課平岡係長に議案の説明をお願いいたします。

○平岡係長 　　よろしく申し上げます。産業振興課の平岡です。農用地除外の案件です。

【議案書をもとに3番朗読】

面積は848㎡ですが、このうち433㎡を住宅用地にしたいという意向がありまして、今回の除外の申請が出されています。この848㎡の土

地には現在は農業用のハウスが建っているんですが、このハウスを解体して、433㎡以外の土地については申出者が使用する農業用倉庫の用地として使う予定です。今回は848㎡すべてではなく、住宅用地とする433㎡を除外するというようになっております。

○議長 長 担当課の平岡係長と委員さんから説明がありましたが、ほかに意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 それでは採決をいたします。議案第4号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」は担当課よりの説明と委員さんからの報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、議案第4号1件は市に答申することに決しました。

(平岡係長、退室)

○議長 長 それでは協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんからお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号7番。所在地、平田町戸内。登記地目、畑。議案書11ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は貝礎地区に入り改良住宅の前の土地で、昭和54年頃から資材置き場として使用し現在に至っております。以上につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長 長 続きまして受付番号7番について、貝礎地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに7番朗読】

●●●●さんは、●●●さんのお母さんであります。確認は●●●さんに確認したところ、もうお母さんには電話せんでもええろと言う事で、母は寝込んでいるので自分で上等ですということで●さんに確認しました。

現場はですね古い倉庫が建っております。復帰は困難かと思えます。よろしく願います。以上です。

○議長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決に入ります。非農地証明1件につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明1件については、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 私のほうから3点お知らせいたします。

1点目は、平成28年度農業経営塾(法人化セミナー)の開催についてです。先日、高知県農業会議から通知がありましたので、委員の皆様にお知らせいたします。

続きまして2点目は、お配りしております「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧いただきたいと思えます。

内容は事務局で案を作成し去る3月の総会にてご協議いただき、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきましては、3月18日から4月18日までの一か月間宿毛市のホームページにて公開し意見等の募集を行いました。意見はありませんでしたので報告いたします。

また、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についても3月の総会でご協議いただきましたが、その後、新しい様式が示さ

れたことに伴い改めて作成いたしました。

新様式の主な変更点は、1ページ目の下段になります。2農業委員会の現在の体制について旧制度、新制度の委員等の内訳の項目が加わりました。それ以外の項目の変更はありません。

この部分を加えた内容で、平成28年度の活動計画についてホームページへ公表することといたしますのであわせてご報告いたします。

続きまして、3点目農地パトロールの日程についてです。3月の総会時にもお知らせしたことと思いますが、農地パトロールの実施時期はこれまで10月に行っていましたが、税や利用意向調査の兼ね合いもありまして、今年度は8月ごろに農地パトロールをしなければならないように思っております。

日程案としましては、8月4日（木）に計画しております。委員の皆様には、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整のほどよろしくお願いいたします。来月の総会の時に、農地パトロールの実施要領や班分けについてお知らせする予定です。

あわせて、本日、各委員さんの担当区域をまとめたファイルをお渡しいたしますので、担当区域の内容について一度ご確認いただき、活用をお願いいたします。

なお、ファイルにつきましては、写しを取ることや第三者の目に触れることのないよう取扱いにご注意くださいますようお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長 個人個人でやるという意見も出ていますが、1回それで。遊休農地の確保やろ。確認の一番は。

○事務局長 そうですね。やっぱりパトロールだけではなかなかですね。

○議長 明細が。遊休農地の。地番とか、字とか、所有者らも付けておかないと分からん。作ってよ、送るようにしてくれる。かなりの枚数いると思うで。それと今までパトロールで集めたデータもありますけん、それなんかも参考にしてもろて、ずっと何年も積み重なった分があるけん。

○事務局長 今までの農地パトロールのデータは全部また別のやつで残してますんでね。それで前任者の井上にもちょっと確認して、それで再度書類をやるかこういうやり方でやってくれという事を委員さん個別に、小松の方からまた

お電話さしあげますんで。

○議 長 要はこれだけではいかんけん。表作って、調査して何番地は何㎡で所有者とか、特に分らん分もあるけん。

○濱田委員 色はよ、赤、再生可能地域とかあるろ。航空写真の。

○事務局長 そこはまたね農地パトロールのいつもの別の台帳にありますんでね。それとはまたこれは別のというか航空写真でやったということで、そういう認識を持ちよってもらえますか。

○濱田委員 別にそしたら。

○事務局長 そこはあくまでちょっと再度井上に確認しますんで、井上が作ってますんでね。臨時の職員にやらせて。それで今までの農地パトロールでもって言ってた台帳はちゃんとありますから。それとはまた別にあえて作っていますんで、そこらへんはまた前任者に確認しますんで。

○田村委員 これあの、鉛筆でちょっとチェックしてもいいですか。

○事務局長 それはいいと思います。農地パトロールの例年のやつと突合するような感じで使うんじゃないかと思うんですけど、ちょっと僕の方も前任者の井上に聞かないと詳しいことは分からないので申し訳ないですけど。ただ、今までの農地パトロールの台帳は台帳であります。それとは別にこれ作っていますので。

○議 長 もう1点、27日の新聞みなさん見てのとおりですけど、これと関連しましてみなさんに目を通しておいていただきたい。こういう方向に政府は動いております。法制度が出来上がっている。ですけれど農業委員会の調査がまだ勧告などいろいろなことをこれからやっていかないといけない。そのためにこの今の具体的な調査が必要になる。いうことで全国まだ1件もこの勧告を出していないと。高知県も。そんな状況ですので、これから我々農業委員会の作業はそういう形に入っていないと思いますので、この新聞もひと通り耕作放棄地増税対象なしというこれも目を通していただきたい。

それからもう1つは、建議の中でも農家の後継者対策という事で議論し

て出そうとして、つい先日26日ですか5月の、くろ鉄鉄道会社の方でもそういう出会いの宿毛中村駅の婚活イベントと、その他にも農協さんとかいろんなとこでやりようと思いますが、そういうことを参考にさせていただきたいと思います。これから議論をしていくと参考までによろしく願います。

○議長　　ほかに何かありませんか。

○田村委員　（ファイルへ）チェックにシールを貼ってもいいですかね。

○浦田委員　付箋でもカラーペンでもかまんがじゃない。

○議長　　田村委員から提案のあった何か目印とか、それは事務局で検討して適当なものがあったらよ資料と一緒に送りするとか、そういう検討いたしますのでよろしく願います。

あと、建議の委員さんについては残っていただいて、案を僕が作りましたので。

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第776回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成28年6月6日

会　長

農業委員

農業委員